

仕様書

1. 件名

知的財産管理システム（DBBOY/uni）の保守

2. 数量

一式

3. 使用目的

令和7年度より利用している新しい知的財産管理システム「DBBOY/uni」（以下「当該システム」という。）を継続して利用することでQSTの保有する知的財産を効率的に管理し、また当該システムを保守することで、障害によるシステムの停止時間を最小限度に留め、安定した知的財産管理、運用体制を維持する。

4. 保守期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 納入場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構イノベーション戦略部
（〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1）

6. 保守の内容

1) 当該システムの保守

・障害の監視及び復旧

- ①受注者はQSTにおいて当該システムを利用中に不具合が生じた場合、QST担当者と連携して問題の発生原因の調査及び切り分けを行うこと。また、その不具合の要因解析と対策の検討を行い、不具合が回避されるよう対策（使用方法の変更、操作変更による回避策の提示、OS修正モジュール情報の提示等）を講ずること。
- ②障害復旧作業に要する部品及び出張費等の費用を本契約に含めること。
- ③障害復旧作業完了後、作業報告書（日本語記述）を速やかに提出すること。

・データの復旧とバックアップ

- ①当該システム稼働時において、クラウドサーバ、ネットワーク障害等によるシステム上の不具合によってデータが消失した場合には、データベースの復旧作業等の対応を行うこと。
- ②データのバックアップは1日に1回以上取得すること。

- ③バックアップデータは3世代以上を保持すること。
- ④1日のサービス稼働時間は土日祝日を除き、午前8時から午後6時を含む12時間以上であること。
- ⑤1年間のサービス稼働日数は241日とすること。
- ⑥入力・管理データ（CSV形式）及び包袋データ（PDF形式等）の外部メモリへの出力方法を操作説明書に記載すること。ただし、手動出力又は自動出力は問わないものとする。

・ソフトウェアの不具合対応及びバージョンアップ対応

- ①緊急性のあるバグ情報等が発見された場合、速やかに情報を提供すること。また、受注者と当機構担当者との協議の結果、ソフトウェアバージョンアップが必要であると判断した場合には、バージョンアップ作業を行うこと。
- ②バージョンアップ作業後、作業報告書（日本語記述）を速やかに提出すること。

・問合せ対応・技術サポート

- ①受注者は当該システム、OS、サーバーに対しQSTからの問合せに対応すること
- ②受注者は土日、祝祭日、12月29日から1月3日を除く日において、9:30～17:30の時間帯にQSTからの問合せに対応すること
- ③受注者はTEL/メール/リモート/訪問により対応すること。
- ④技術サポート・障害受付に関しての受付窓口が統一されていること。
- ⑤障害発生時や標準機能範囲内での操作やシステム使用上の不明点に対する問い合わせへの対応体制を、体制図、各担当部署名及び連絡先（電話、FAX、メール）を記載した保守連絡体制表によって明示すること。

2) データ量

- (1) 知的財産情報：約 2,500 件 ※特許管理クラウドサービス管理

内訳：(特許：約 2,300 件（うち、国内：約 1,250 件、国外：約 1,050 件）、実用

新案及び意匠：15 件、ノウハウ：約 130 件、種苗：約 30 件、商標 35 件)

- (2) 包袋データ：約 40,000 件
- (3) 実施許諾等に関する契約情報：約 200 件
- (4) 各年度の知的財産情報増加見込み数：約 100 件
- (5) 各年度の契約情報増加見込み数：約 20 件

7. 提出図書

	名称	提出時期	提出場所	部数
1	保守報告書	契約期間満了時	QST イノベーション戦略部 知的財産活用課	2
2	保守連絡体制表	契約履行開始時		1
3	問い合わせ・不具合対応票	都度		1

8. 検査

作業完了後、QST 職員が「6. 保守の内容」の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

9. グリーン購入法の推進

- ①本調達において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）の採用が可能な場合は、これを採用すること
- ②本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること

10. その他

1) 秘密の保持

本契約で取得した量研の情報を QST の許可なしに第三者に開示、又は利用してはならない。なお、本契約終了後においても同様とする。

2) 疑義

本仕様書の内容について疑義が生じた場合については別途協議の上決定する。

(要求者)

部 課 名：イノベーション戦略部知的財産活用課
氏 名：田中 史代